

京 都 大 学 生 態 学 研 究 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 生態学研究センターに、センター長を置く。</p> <p>2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 センター長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 センター長は、生態学研究センターの所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(センター長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 <u>センター長の任期は、2年とする。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間（当該期間が1年を超えない場合にあっては、当該期間に1年を加えた期間）とする。</u></p> <p>4 <u>センター長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>6 <u>センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>7 <u>センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>附 則（令和6年達示第72号） この規程は、令和6年11月26日から施行する。</p>